

➤ 離職されたみなさまへ ◀

「雇用保険給付の手続き」は、平日午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日及び年末年始を除く)までとなっております。

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」(いわゆる失業手当)を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

**失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを**

**病気、出産、育児などですぐに働けない方は
受給期間延長申請を**

②以降を参照してください

6ページの⑩を参照してください

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付(基本手当ほか)は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方(就任の予定や名義だけの役員も含む) |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方(試用期間を含む) |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方
(求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。) | ⑩ パート、アルバイト中の方(※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。) |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |

厚生労働局HPに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>



④求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申し込み（9ページ参照）などの手続きをしてください。（10ページ参照）

なお、主として県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、ご相談ください。

※平成28年1月から手続きに個人番号確認書類が必要になっています。

受給手続きに必要なもの

※受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です

1. 離職票-1 → 氏名や口座番号などを記入してください。（＜記入例＞参照）
ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。
2. 離職票-2
※複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください。
※離職票は勤務していた事業所から交付されます。
3. 次の（1）及び（2）の確認書類をお持ちください。
（1）個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し（住民票記載事項証明書）のいずれか）
（2）身元（実在）確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、写真付であり氏名、生年月日又は住所が記載されている官公署が発行した身分証明書・資格証明書、住民基本台帳カードなど（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から6か月以内のもの））
※（2）の確認書類がない場合は、次のⅰ～ⅲのうち、異なる2種類をお持ちください（コピー不可）。
ⅰ 国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証
ⅱ 住民票記載事項証明書（住民票の写しまたは印鑑証明書）
ⅲ 児童扶養手当証書など
4. 印鑑（認印可、スタンプ印不可）
5. 写真2枚
（最近の写真、正面上半身、タテ3cm×ヨコ2.5cm）
6. ご本人名義の預金通帳またはキャッシュカード
（一部の金融機関は除く。ゆうちょ銀行は可能。）
ただし、金融機関指定届による確認印があれば、通帳は必要ありません。
7. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

<記入例>

求職者給付等払渡希望金融機関指定届					
届出者	フリガナ	ロー ドウ タ ロー			
	1 氏 名	労働 太郎			
届出者	フリガナ	東京部千代田区霞ヶ関1の2の2			
	2 住所又は居所				
払渡希望 金融機関	フリガナ	○×ギンコウ △◇シテン	本店	金融機関による 確認印 	
	3 名 称	○×銀行 △◇支店	支店		
	4 銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号	(普通)		
	5 ゆうちょ銀行	記号番号	(総合)		—

◆船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間**（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間**がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については5ページの⑨をご参照ください。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。

また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。※基本手当日額は毎年8月1日に改訂されます。

（60歳未満のめやす）

賃金日額(円)	受給率	基本手当日額(円)	
2,470		1,976	
3,000	80	2,400	
4,000	%	3,200	
4,940		3,952	
5,000		3,987	
6,000	80	4,535	
7,000	%	4,999	
8,000	5	5,380	
9,000	50	5,677	
10,000	%	5,891	
11,000		6,022	
12,140		6,070	
13,000		6,500	
13,420		6,710	※1
14,000	50	7,000	
14,500	%	7,250	
14,910		7,455	※2
15,000		7,500	
16,410		8,205	※3

※1…30歳未満の上限

※2…30歳以上～45歳未満の上限

※3…45歳以上～60歳未満の上限

（60歳～65歳未満のめやす）

賃金日額(円)	受給率	基本手当日額(円)
2,470		1,976
3,000	80	2,400
4,000	%	3,200
4,940		3,952
5,000		3,982
6,000	80	4,427
7,000	%	4,718
8,000	5	4,768
9,000	45	4,818
10,000	%	4,868
10,920		4,914
11,000		4,950
12,000	45	5,400
13,000	%	5,850
14,000		6,300
15,650		7,042

※4…60歳以上～65歳未満の上限

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{50～80\%※}) = \text{【基本手当日額】}$$

※ 60歳～65歳未満の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年・契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
(暫定措置)	

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから7日間の失業している日(待期)が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから7日間の失業している日(待期)+3か月(給付制限)が経過した後
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。(早めに手続きをしてください) <例>所定給付日数 150 日の場合(自己都合により離職) 支給を受けることができません。	

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限(支給を受けることができる期限)は離職の日の翌日から1年を経過する日、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は離職の日の翌日から6か月を経過する日となります。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、特定理由離職者とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

※ 有期契約を反復更新している方(契約期間が計3年未満)で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人が契約更新を希望したにもかかわらず不更新条項がついた場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

⑩ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

離職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない(健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む)
- ② 妊娠・出産・育児(3歳未満に限る)などにより働くことができない
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により離職して、しばらくの間休養する(船員であった方は年齢要件が異なります)

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	離職の日(働くことができなくなった日)の翌日から30日過ぎてから早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請は可能	離職の日の翌日から2か月以内
延長期間	(本来の受給期間) 1年 + (働くことができない期間) 最長3年間	(本来の受給期間) 1年 + (休養したい期間) 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票-2、本人の印鑑(認印・スタンプ印以外) 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方(委任状が必要)	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク(受給資格決定後は、当該受給資格決定を行ったハローワーク)	



★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限(支給を受けることができる期限)の延長はできません。

⑪ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの**日本年金機構の各年金事務所**へご確認ください。

⑫ 国民健康保険料(税)の軽減について

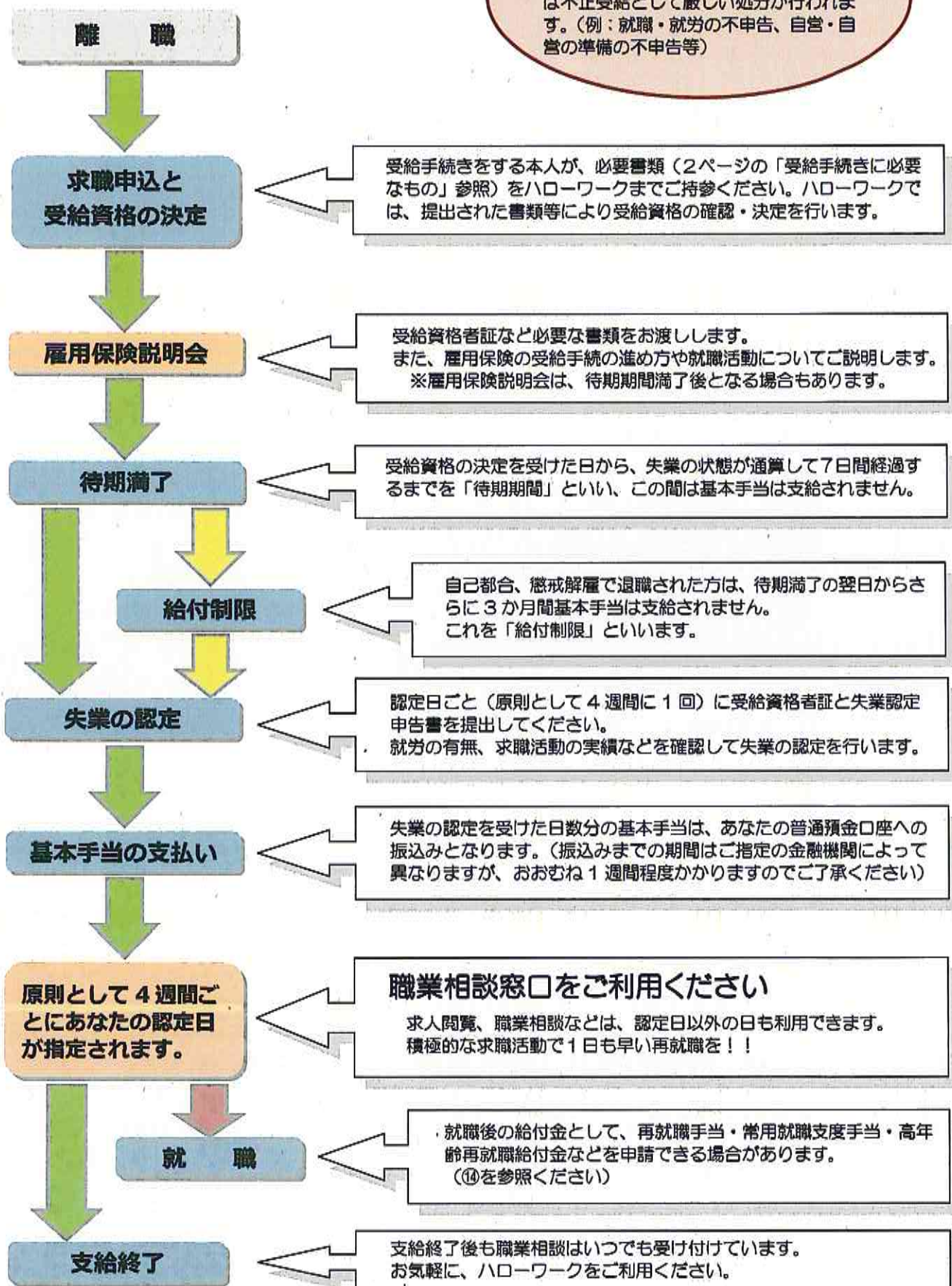
特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません)

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、**お住まいの市町村の国民健康保険担当**へご確認ください。

⑬ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください！

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。(例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)



⑭ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の給付を受けることができます。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、これらの手当には上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、**高年齢雇用継続給付**が支給されます。 ※船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の15%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の15%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。ただし、再就職手当（上記⑭）と同時に受けることはできません。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

これまでの職歴を棚卸しながら、次ページの記入例を参考に求職申込書をお書きください。

再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!

「求職申込書」とは？

求職申込書は、これからの求職活動にあたっての必要な情報を、ハローワークに登録していただくためのものです。求職申込書を作成して、自己のキャリアを振り返り、一つずつ整理していくことは、応募先を選ぶ際に役に立ち、早期再就職への一歩となります。

ポイント①

「直近の勤務先」

直近の勤務先について記入します。

そこでの仕事内容を振り返り、これからの仕事や希望条件について考えてみましょう。

ポイント②

「経験した主な仕事」

単に「事務」「営業」だけでなく、その中でも“どのような内容であったか”“どの程度の仕事を任されていたのか”など、より具体的に記入することで、ご自身の職業経験をアピールしやすくなります。

ポイント③

「自分のスキル」

学歴の他、受講した職業訓練などについても記入しましょう。免許・資格は所持しているものに加え、現在勉強しているものもあわせて記入し、ご自分のスキルを再確認しましょう。

ポイント④

「就職についての希望」

あなたが実際に就職活動を行う上での希望条件を記入します。ポイント①～③と、今までの状況なども考慮の上、マッチングを意識した条件を記入しましょう。

◆求職申込書は、左記を参考に、①～④のポイント順にキャリアを整理して書くと良いでしょう。

※用紙がお手元にある方は、鉛筆でご記入の上、ハローワークにお持ちください。
※求職申込書(手書き)の内容を、ハローワークインターネットサービスから、事前に入力して仮登録することもできます。【求職情報仮登録】

求職申込書【表面】

※勤務先(記入上の留意点)を正確に記入してください。

22311

労働 花子

000-0000

埼玉県 00市 001-1-1 ΔΔビル 201号室

048-0000-0000

090-1111-1111

XXX@ΔΔΔ.ne.jp

営業(旅行関係)

営業事務

埼玉県内

顧客に直接関わる仕事を希望

営業未経験なので研修等指導が充実している会社だとよいです。

20

ビジネス科

平成00年～ΔΔ年

普通自動車二輪

日商簿記2級

一般事務

平成26年11月まで

3ヶ月

シブレットセンターの派遣社員としてデパート管理に関する事務、営業アシスタントを担当

契約書作成・入店管理・プレゼンテーション資料作成他

営業事務

平成23年9月まで

3ヶ月6ヶ月

アパレルメーカーの派遣社員として営業事務を担当

営業アシスタント・見積書・請求書作成・経費精算

問い合わせ対応・店内POP作成他

1(株)ハローワーク商事

正社員

平成23年12月～平成26年11月まで

1身上の都合

20万円

【求職情報仮登録について】

◆求人情報とのマッチングに必要な情報を、じっくり検討しながら登録でき、ハローワークにおいて、求職申込書を手書きする必要がなくなります。直近1年以内にハローワークで求職登録された方は、仮登録不要です。

◆仮登録後は、1週間以内にハローワークへお越しいただき、受付で「仮登録番号」をお伝えください。

ハローワークインターネットサービス 求職申込み手続きのご案内

https://www.hellowork.go.jp/member/app_entryguide.html

検索

ハローワーク(公共職業安定所)案内図

雇用保険の手続きは、お住まいを管轄するハローワークで行ってください。
 なお、主として県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、ご相談ください。

「雇用保険給付の手続き」は、平日午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日及び年末年始を除く)までとなっております。

※ 県内の一部のハローワークでは、「職業相談・職業紹介」を平日午前8時30分から午後7時まで、土曜日は午前10時から午後5時まで行っておりますが、「雇用保険給付の手続き」につきましては、平日午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日及び年末年始を除く)までとなっておりますので、ご注意ください。

○「職業相談・職業紹介」はハローワークの付属施設でも行っておりますので、ご利用ください。

○各ハローワークとも、駐車場が狭いため、お車での来所はご遠慮ください。

ハローワーク 川口

川口公共職業安定所
 〒332-0031 川口市青木3-2-7
 ☎ 048(251)2901 FAX 048(251)3664

管轄区域 川口市 蕨市 戸田市

ハローワーク 熊谷

熊谷公共職業安定所
 〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2
 ☎ 048(522)5656 FAX 048(524)5690

管轄区域 熊谷市 深谷市 寄居町

ハローワーク 本庄

熊谷公共職業安定所本庄出張所
 〒367-0053 本庄市中央2-5-1
 ☎ 0495(22)2448 FAX 0495(21)4924

管轄区域 本庄市 上里町 美里町 神川町

ハローワーク 大宮

大宮公共職業安定所
 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-5-25
 ☎ 048(667)8609 FAX 048(651)0331

管轄区域 さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区 鴻巣市(旧吹上町、旧川里町を除く) 上尾市 横川市 北本市 蓮田市 伊勢町

ハローワーク 川越

川越公共職業安定所
 〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1F
 ☎ 049(242)0197 FAX 049(246)2754

管轄区域 川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市

ハローワーク 東松山

川越公共職業安定所東松山出張所
 〒355-0073 東松山市上野本1088-4
 ☎ 0493(22)0240 FAX 0493(23)6272

管轄区域 東松山市 小川町 嵐山町 川島町 吉見町 滑川町 鴻巣市 ときがわ町 東秩父村

ハローワーク 浦和



浦和公共職業安定所

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40
☎ 048 (832) 2461 FAX 048 (829) 2984



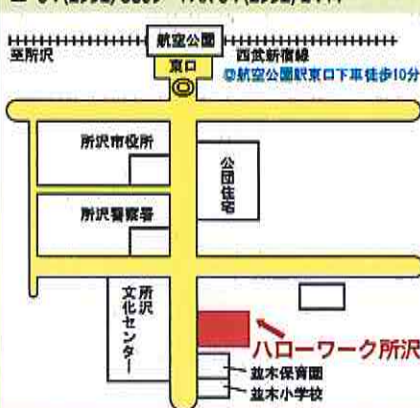
管轄 さいたま市のうち中央区、
区域 桜区 浦和区 南区 緑区

ハローワーク 所沢



所沢公共職業安定所

〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1・2F
☎ 04 (2992) 8609 FAX 04 (2992) 2444



管轄 所沢市 入間市 (仏子、野田、新光を除く)
区域 狭山市 三芳町

ハローワーク 飯能

所沢公共職業安定所飯能出張所

〒357-0021 飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1F
☎ 042 (974) 2345 FAX 042 (973) 7318

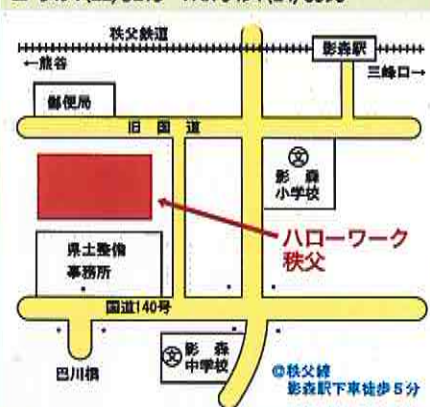


管轄 飯能市 入間市のうち仏子、野田、新光
区域 日高市 毛呂山町 越生町

ハローワーク 秩父

秩父公共職業安定所

〒369-1871 秩父市下影森1002-1
☎ 0494 (22) 3215 FAX 0494 (24) 6898



管轄 秩父市 皆野町 長瀬町 小栗野町
区域 横瀬町

ハローワーク 春日部

春日部公共職業安定所

〒344-0036 春日部市下大増新田61-3
☎ 048 (736) 7611 FAX 048 (737) 5232



管轄 春日部市 久喜市 幸手市 白岡市
区域 杉戸町 宮代町

ハローワーク 行田

行田公共職業安定所

〒361-0023 行田市長野943
☎ 048 (556) 3151 FAX 048 (556) 1309



管轄 行田市 加須市 羽生市
区域 鴻巣市のうち旧吹上町、旧川里町

ハローワーク 草加

草加公共職業安定所

〒340-8509 草加市弁天4-10-7
☎ 048 (931) 6111 FAX 048 (931) 6615



管轄 草加市 三郷市 八潮市

ハローワーク 朝霞

朝霞公共職業安定所※1 平成29年3月21日移転

〒351-0011 朝霞市本町1-1-37
☎ 048 (463) 2233 FAX 048 (464) 3012



管轄 朝霞市 志木市 和光市 新座市

ハローワーク 越谷

越谷公共職業安定所

〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6
☎ 048 (969) 8609 FAX 048 (969) 8610



管轄 越谷市 吉川市 松伏町

※1 ハローワーク朝霞は平成29年3月21日に移転いたしました。(旧住所: 朝霞市三原1-3-1)
※2 「松原団地」駅は平成29年4月1日から「獨協大学前(草加松原)」へ駅名が改称されました。

このマークが付いているハローワークには、仕事と子育ての両立を目指す方を支援するマザーズコーナーがあります。



ハローワーク大宮、浦和、所沢 については、各ハローワークの附属施設に設置しています。利用時間等詳細については下記までお問い合わせください。

マザーズハローワーク大宮 TEL048-856-9500 ハローワーク所沢マザーズコーナー TEL04-2993-5334
ハローワーク浦和・就業支援サテライトマザーズコーナー TEL048-826-5049

仕事探しは、ハローワークがお手伝いします！

ハローワークは1日も早い就職を応援しています。

●お仕事探しに役立つハローワークのサービスをご利用ください

○ 求人に応募したい・・・ ○ 応募書類の書き方や面接の受け方について知りたい・・・

○ 応募する前に会社の内容をもっと知りたい・・・ ○ これまでと違う職種にチャレンジしたい・・・

など、職業相談・紹介窓口ではお仕事探しについてのさまざまなご相談をうけたまわっておりますので、お気軽にハローワークの窓口をご利用ください。

●専任の支援員があなたを担当します

早期の再就職を実現しようとする就職意欲の高い方を対象として専任の支援員が個別に支援を行うことにより、3か月以内の早い時期に再就職することを目指し、じっくり相談を行います。

担当者制（マンツーマン方式）により、あなたの実情に応じた計画的で一貫した支援を行います。

相談は完全予約制です。

●ハロートレーニングで就職に役立つ資格・スキルを身につけよう

「これまでと違った仕事がしたいけど知識も経験もない」といった場合には、新たに希望する仕事に必要な技能や知識についてアドバイスするとともに、これらを身につけていただくためのハロートレーニング（公的職業訓練）などについてご案内しております。

●訓練コースの例

溶接技術、機械工作、CAD・NC、ビル管理、自動車整備、金属加工、空調システム、建築、情報処理、介護初任者研修、OA事務など

●ハローワークプラザ（ハローワークと同じ職業相談・紹介機能を持つ出先機関です）

ハローワークプラザ川口（ハローワーク川口駅前庁舎）

川口市川口3-2-2リブレ川口一番街2号棟1階

☎048-255-8070

ハローワークプラザ大宮

さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル4階

☎048-658-1145

ハローワークプラザ所沢

所沢市並木2-4-1航空公園駅ビル2階

☎04-2993-5334

●人材不足分野の仕事を希望する方を対象に、担当者制による就職支援を実施しています

福祉（介護・医療・保育）の仕事

ハローワーク川口福祉人材コーナー

川口市青木3-2-7

☎048-251-2901

ハローワーク熊谷福祉人材コーナー

熊谷市箱田5-6-2

☎048-522-5656

ハローワーク川越福祉人材コーナー

川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1階

☎049-242-0197

福祉（介護・医療・保育）、建設、警備、運輸の仕事

ハローワーク大宮人材確保・就職支援コーナー

さいたま市大宮区大成町1-525 ☎048-667-8609

●おおむね45歳未満の方で、正社員での就職を希望する方を対象に、担当者制による就職支援を実施しています

埼玉わかものハローワーク

さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル4階

☎048-658-8609

●再就職を目指す55歳以上の方を対象に、就職支援を実施しています

ハローワーク川口生涯現役支援窓口

川口市青木3-2-7

☎048-251-2901

ハローワーク大宮生涯現役支援窓口

さいたま市大宮区大成町1-525

☎048-667-8609

ハローワーク川越生涯現役支援窓口

川越市豊田本1-19-8※ 川越合同庁舎1階

☎049-242-0197

ハローワーク春日部生涯現役支援窓口

春日部市下大増新田61-3※

☎048-736-7611

※平成29年4月1日開設